

令和4年度和歌山県サービス管理責任者等専門コース別研修(障害児支援)

実施要綱

1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的とする。

2. 研修日程・場所

日程名	実施日程	場 所
グループ1	令和5年2月28日(火)	勤労福祉会館プラザホープ (和歌山市北出島1-5-47)
グループ2	令和5年3月8日(水)	和歌山県立情報交流センタービッグU (田辺市新庄町3353-9)

※受講者の会場振り分けは、事務局にて実施する。

3. 定員

(1) 100人

(2) 定員を超過した場合は、現に児童発達支援管理責任者として従事している者を優先する。

4. 研修対象者

次の①と②をどちらも満たす者とする。

- ① 令和元年度から令和4年度にサービス管理責任者等基礎研修を修了した者
- ② 県内の事業所に所属している者、または県内在住者

5. 受講申込方法

- ・ 別添申込書に必要事項を記入の上、下記の申込先にメールにて提出すること。
- ・ 申込書とともに基礎研修の修了証の写しを添付すること。

【申込先(問い合わせ先)】

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 障害福祉課 (担当:高塚)

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電 話:073-441-2533

メール:e0404003@pref.wakayama.lg.jp

【申込〆切】

令和5年1月27日(金)

6. 受講者の決定及び通知

- ・ 受講の可否については、申込者全員にメールにて通知する。
(2月上旬頃に申込書に記載のメールアドレスに送信予定。)

7. 修了証書

- ・ 研修全日程の受講により、修了証書を交付する。
- ・ 修了証書には、住民票上の氏名を記載する。都合により、別の氏名を使用している場合は、連絡のこと。
- ・ 原則、遅刻・欠席・早退がある場合や指定の課題の提出がない場合は、修了証書を交付しない。
- ・ 著しく受講態度が悪く(私語、居眠り等)、修了について講師の同意が得られない場合も修了証書を交付しない。

8. 経費等

- ・ 無料とする。
- ・ ただし、研修参加に伴う旅費及び宿泊費については、受講者側の負担とする。

9. その他留意事項

- ・ 研修当日は入室前に検温を実施する。37.5℃以上の発熱のある人は入室をお断りし、その日以降の受講は不可とする。また、会場ではマスクの着用をすること。
- ・ 交通事情等を考慮し、余裕をもって会場に到着すること。
- ・ 研修当日、公共交通機関(電車等)等の事情により、研修時刻までに会場に到着することが困難な場合には、直ちに上記問い合わせ先まで連絡すること。
なお、その際には必ず公共交通機関が発行する遅延証明書等の交付を受けること。
※この場合以外の遅刻は認められないので、注意のこと。
- ・ 警報や注意報が発表されている場合でも、原則研修を実施する。

10. 個人情報の取り扱い

お預かりした個人情報は本研修の開催目的にのみ利用し、和歌山県と和歌山県福祉事業団が共有する。なお、必要に応じて、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。